

◆ 愛知県老人福祉圏域及び担当

圏 域	市 町 村 名	担 当
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町	愛知県尾張福祉相談センター 地域福祉課 (電話 052-961-1423／直通)
海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	愛知県海部福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0567-24-2111／代表)
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	愛知県尾張福祉相談センター 地域福祉課 (電話 052-961-1423／直通)
尾張西部	一宮市、稲沢市	
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町	
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	愛知県知多福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0569-31-0121／直通)
西三河北部	豊田市、みよし市	愛知県豊田加茂福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0565-33-0294／直通)
西三河南部東	岡崎市、幸田町	愛知県西三河福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0564-27-2737／直通)
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市	
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河広域連合へお尋ね下さい。 介護保険課指定グループ (電話 0532-26-8470、8471／直通)
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	

介護保険施設等の指定等に関する手続きの流れ

1 整備枠の公表（毎年4月下旬または10月下旬頃）

- 各老人福祉圏域における3月末または9月末時点の既存数及び整備枠の状況について公表



2 事前相談票の提出（整備枠の公表時から5月末または11月末まで）

- 提出先：県福祉相談センター地域福祉課及び市町村
（東三河広域連合構成市町村の整備については、東三河広域連合へお尋ねください。）



3 整備予定市町村への確認及び意見聴取（県→市町村）

- 施設の整備等に関する意見



4 圏域における調整

- 県の介護保険事業支援計画における施設種別の圏域ごと、年度ごとの整備目標値から既存数を差し引いた数の範囲内であること（※）
※ 施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が認める場合は、年度ごとの整備目標値を超えても承認される場合があります。
- 圏域内においてバランスの取れた施設配置であること



5 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整

- 圏域における調整内容をもとに、保健医療福祉推進会議において意見聴取及び連絡調整を行います。



6 圏域保健医療福祉推進会議の結果の伝達

- 事前相談票を提出されたすべての方（法人）に保健医療福祉推進会議の結果について文書で通知します。



7 着工、指定申請

- 指定申請書の提出先は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設、介護医療院については県高齢福祉課、特定施設については整備予定市町村により尾張福祉相談センター・西三河福祉相談センターのいずれかの地域福祉課となります。
（注）平成24年4月から指定都市及び中核市に、平成30年4月から東三河広域連合に、介護サービス事業者等の指定権限が委譲されましたので、名古屋市、岡崎市、豊田市、一宮市及び東三河広域連合構成市町村における整備については、当該地方公共団体の介護保険担当課へ提出してください。



8 指定（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設）